

伊万里市 博物館・美術館 基本構想

2009.3

伊万里市教育委員会

序 文

人々の心を豊かにし、地域社会を元気にする上で大切なのは、ふるさとに対する愛着と誇りの創造だと思います。そのためのしかけが、地域に関するあらゆる情報を体系的に調査・収集・研究をおこない、その成果を地域に還元し、新しい地域を創造する人づくりを行う拠点となる博物館・美術館です。

全国的にハコモノ行政に対する批判が高まる中、本市にふさわしい、本市ならではの博物館・美術館とは、どのようなものが考えられるか、ということを出発点にして、学識経験者や有識者からなる「伊万里市博物館・美術館基本構想策定委員会」を設置し、従来の全国的に共通の博物館・美術館の考え方というより、伊万里市の特色を重視した「基本構想」を取りまとめることができたと考えております。

本市の位置は大陸に近く、古くから東アジアとの交流がさかんでしたし、現在も交流があります。特に、本市は、かつて古伊万里の輸出を通して世界に情報を発信したことがあります。

また、本市は「市民との協働」による、元気な伊万里市づくりを目指し市政運営をすすめています。

本市にふさわしい、本市ならではの博物館・美術館として導き出されたテーマである「伊万里と世界をつなぐ博物館・美術館」と「市民が主役の博物館・美術館」の実現に向けて、今後は「伊万里市博物館・美術館基本計画」の策定を進めていきたいと思っております。

最後に、基本構想策定にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました策定委員の皆様をはじめ、ワーキング委員の皆様から心から感謝を申し上げます。

平成21年3月31日

伊万里市教育委員会
教育長 岩 永 憲 一 良

目 次

第1章 博物館・美術館設立の背景	1
1. 今日の博物館・美術館の動向	
2. 博物館・美術館の必要性	
第2章 基本理念	5
1. 目的	
2. テーマ	
3. キャッチフレーズ	
4. 性格	
5. 機能	
第3章 事業活動	8
1. 基本方針	
2. 展示活動	
3. 現地研修・観察活動	
4. ワークショップ活動	
5. 教育・学習支援活動	
6. 情報ネットワーク活動	
7. 調査研究・収集保存・制作活動	
第4章 施設の概要	12
1. 施設の適地	
2. 施設的环境	
3. 施設の外観	
4. 施設の構造	
5. 施設の規模	
6. 施設の構成	
第5章 組織と管理運営	14
1. 施設の組織	
2. 施設の管理運営	
第6章 策定体制	15
1. 基本構想の策定	
2. 策定の経緯	

第1章 博物館・美術館設立の背景

1. 今日の博物館・美術館の動向

郷土の歴史や風土などに関する知識の普及を図り、郷土の芸術などに関する感性を磨くことは、現代社会にとって重要な責務であり、こうした観点から、全国の自治体では、郷土の歴史や風土、郷土作家の作品などを専門とする郷土資料館や郷土博物館、郷土美術館、すなわち地域志向型の博物館^(※1)の設置が進められている。特に1980年代後半以降、地域志向型の博物館の形態について検討が重ねられた結果、それまでのモノ展示中心の施設とは大きく異なる参加体験型の地域志向型の博物館が全国各地で誕生を見た。

これらの施設には、おおよそ以下のような特徴があげられる。

〈1〉 青少年を主な対象として教育的効果を高めることに重点が置かれている。

〈2〉 参加体験型の展示を数多く採用し、楽しくかつ印象深く学習できる配慮がなされている。

〈3〉 集客施設（プラネタリウムなど）や目玉施設〔大型ジオラマ^(※2)、大型映像装置、大型展示水槽など〕の併設がなされている。

〈4〉 展示室以外に実験室や工作室など教育普及のための施設も充実している。

このような参加体験型の地域志向型の博物館は、青少年の教育を中心としながら、広く社会全体の郷土学習や芸術活動の拡大をめざしている。これらの施設は、地域住民に対し、自発的で能動的な学習活動や芸術活動

の場を提供するものであり、活発な利用に支えられて、新しい郷土学習や芸術活動の場として大きな成果をあげている。

また、今後の地方分権の進展という流れの中では、地域志向型の博物館は、市民が自らづくり、育む施設として、市民どうしが交流しあい、コミュニケーションを深めあえる場とするという新しい役割が求められている。

※1 地域志向型の博物館

地域に生活する人々のさまざまな課題に博物館の機能を通して市民とともに答えていくことを目的とし、地域の生活に基づいて教育内容を編成し、思考、表現などの能力育成に努める博物館

※2 ジオラマ

立体模型。ミニチュアの人物や物と背景とを組み合わせ、ある場面を立体的に現すもの。

2. 博物館・美術館の必要性

本市には、伊万里市歴史民俗資料館^(※1)、伊万里市陶器商家資料館^(※2)、伊万里・鍋島ギャラリー^(※3)が、「本市を中心とする歴史民俗に関する資料の保存と活用を図り、もって市民文化の向上に資するため」^(※4)に設置されている。

市では博物館・美術館構想研究事業として、伊万里市博物館・美術館づくりをすすめる会^(※5)との協働で、過去3回の市民文化フォーラム^(※6)を行い、本市にふさわしい博物館・美術館についての議論を深め、博物館・美術館についての市民意識の熟度を高めてきた。また、文化振興懇話会^(※7)で博物館・美術館について市民代表の意見を聞いてきた。その結果、資料館が市民の要求を満たしていない

ことが明らかになっている。

市民文化フォーラムや文化振興懇話会で出された本市に必要とされる博物館・美術館に関する意見を集約すると、

〈1〉伊万里市ならではの博物館・美術館。

〈2〉青少年教育に重点を置く博物館・美術館。

〈3〉市民に開かれた生涯学習の拠点となる中核的な博物館・美術館。

〈4〉日常的に市民が参加する体験型の博物館・美術館。

〈5〉市内外へ情報を発信し、観光に寄与する地域志向型の博物館・美術館。

というものであった。

〈1〉に関していえば、本市は特徴的な歴史や風土に恵まれており、身近な話題から普遍的な歴史や風土への認識を広めていく題材が豊富である。

本市の位置は、東京まで約 1,000km に対し、大韓民国の釜山までは約 200km である。歴史的にも本市は東アジア諸国との交流がさかんであったし、2007 年 5 月に本市と中国の大連市^(※8)とは友好交流都市となっているように、現在も交流がある。特に、本市はかつて古伊万里の輸出^(※9)を通して世界に情報を発信したことがある。

また、博物館・美術館とは、社会教育法^(※10)によれば社会教育のための機関である。さらに、教育基本法^(※11)によれば、教育の目的は、人格の完成をめざし、平和で民主的

な国家及び社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとされ、博物館・美術館の目的は、人格の完成と社会貢献できる人材の育成である。

これらの点から、本市ならではの博物館・美術館としては、東アジアを中心に、世界的な視点から本市を見つめる広い視野と郷土愛をもった人格の完成をめざし、さらに、自分自身の生活と歴史や風土を結びつけ、暮らしの中から本市の未来を創造していけるような人材を育成することができる施設こそが必要といえる。

また、人格の完成や人材の育成にあたっては、〈2〉～〈5〉の観点に留意することが非常に重要である。

しかも、現在進行している地方分権の進展という流れの中では、地域志向型の博物館は、市民が自らづくり、育む施設として、市民どうしが交流しあい、コミュニケーションを深め合える場とするという新しい役割が求められる。

博物館・美術館における、さまざまな市民活動を通して、市民が、地域を見つめ直し、地域の課題を見つけ、主体的に、望ましい未来を築く活力や創造力を培う場とすることをめざすこと、さらに、それらを発展させ、市民が自ら考え、自ら責任を追うことによって地域づくりに取り組むという地域分権型社会の構築に寄与するためにも、早期に博物館・美術館を設置することが必要である。

※1 伊万里市歴史民俗資料館

主に伊万里に関わる歴史資料、民俗資料、自然史資料など数多くの資料を収集、整理、保存、展示している。

昭和 50 年開館。床面積 226.6 m²

伊万里市松島町 73 番地 1

※2 伊万里市陶器商家資料館

江戸時代の陶器商家（市指定文化財 旧犬塚家住宅）を資料館として活用している。旧犬塚家に関わる資料等を展示しており、建物とともに当時の陶器商人のくらしぶりを知ることができる。

平成2年開館 床面積 162.0 m²

伊万里市伊万里町甲 555 番地 1

※3 伊万里・鍋島ギャラリー

伊万里市が所蔵する古伊万里と鍋島を展示するための施設である。中心市街地の伊万里駅2階にある。

平成14年開館 床面積 265.1 m²

伊万里市新天町 622 番地 13

※4

伊万里市歴史民俗資料館等の設置及び管理に関する条例 第1条「本市を中心とする歴史民俗に関する資料の保存と活用を図り、もって市民文化の向上に資するため、伊万里市歴史民俗資料館、伊万里市陶器商家資料館及び伊万里・鍋島ギャラリーを設置する。」

※5 伊万里市博物館・美術館づくりをすすめる会

伊万里市に市民のための博物館・美術館をつくることを目的に平成8年に設立された市民団体である。

博物館・美術館についての調査や研究、講演会、広報活動、情報活動を行なっている。市と協働で年1回、市民所蔵品展を開催している。

※6 市民文化フォーラム

市民文化フォーラムは、伊万里市にふさわしい博物館・美術館について議論を深め、博物館・美術館について市民の熟度を高めるため、平成16年度から「博物館・美術館を考える」～文化を活かした街づくりへの創造～、「博物館・美術館をまちづくりに活かす」～博物館・美術館と観光、「博物館・美術館をまちづくりに活かす」～博物館は人づくりのしかけ

～をテーマに3年間にわたって実施した事業である。

市民文化フォーラムは市民所蔵品展の開催期間中に開催した。

※7 文化振興懇話会

文化振興懇話会は伊万里の文化振興について、方向性を見いだすため、協議することを目的として平成12年に設置された。7回にわたって懇話会を開催し、文化振興の課題や文化施設の視察、市民文化フォーラムに対する意見を聞く場として実施した事業である。

※8 大連市

中華人民共和国遼寧省の南部、遼東半島の先端部に位置する。伊万里市と大連市は1988年に両市の間で友好交流を行うことを確認し合って以来、友好訪問団や視察団の派遣など、両市各分野の代表による相互訪問をはじめ、文化や教育・スポーツ、経済など幅広い分野での交流を展開している。

※9 古伊万里の輸出

江戸時代から明治30年頃まで、有田で焼かれた焼物は、陸路で伊万里津まで運ばれ、さらに船によって長崎や国内各地へ運ばれた。伊万里津の「津」とは港の意味である。これらの焼物は伊万里の港から出荷されたことから、「伊万里焼」という名称が定着した。

伊万里津は陶磁器の積出港として栄え、天保6年（1835）の積み出し記録では、伊万里津から、ほぼ日本国内すべての地域へと陶磁器が積み出されていた。

幕末から明治時代にかけては国内だけでなく、朝鮮、満州、中国、台湾などにも積み出された。しかし明治30年に有田に鉄道が開通し、物資輸送が鉄道輸送に替わったことから、陶磁器の販売業者も減少した。現在も中心市街地の一部区域には陶器商家が立ち並び、当時の面影を残している場所がある。

※10 社会教育法（昭和24年制定）

第1条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

※11 教育基本法（昭和22年制定 平成18年改正）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2章 基本理念

博物館・美術館は社会教育機関である。教育の目的は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとされ、社会教育機関である博物館・美術館の目的は人格の完成と社会貢献できる人材の育成である。

1. 目的

〈1〉 東アジアを中心に世界的な広い視野と郷土愛をもった人格の完成をめざし、新しい郷土を創造する人材の育成に寄与する。

〈2〉 地方分権の進展の中で市民が自ら考え、自ら責任を負うことによって地域づくりに取り組むという地域分権型社会^(※1)の構築に寄与する。

※1 地域分権型社会

地方自治体から権限や財源などを地域に移譲して、住民が主体となって地域課題に取り組む社会。

2. テーマ

「伊万里と世界をつなぐ博物館・美術館」

「市民が主役の博物館・美術館」

先の目的のうち、本市ならではの博物館・美術館のあり方という点から考えると、市民が、東アジアを中心とする世界から本市を見つめる視点と、市民が、自分自身や身の回りから本市を見つめる視点との両立や調和が

重要な課題となる。そのための手段が、世界から情報を得ることと、世界へ情報を発信することである。

東アジアを中心とした世界的な視野から本市を総合的に理解させるとともに、自分自身と本市をめぐる世界との関係についての発見や認識を促すため、博物館・美術館のテーマの1つは、「伊万里と世界をつなぐ博物館・美術館」とする。

しかし、そればかりではなく、現在進行している地方分権の進展という流れの中では、地域志向型の博物館は、市民が自らづくり、育む施設として、市民どうしが交流しあい、コミュニケーションを深めあえる場とするという新しい役割が求められている。

博物館・美術館における、さまざまな市民活動を通して、市民が、地域を見つめ直し、地域の課題を見つけ、主体的に、望ましい未来を築く活力や創造力を培う場とすることをめざすこと、さらに、それらを発展させ、市民が自ら考え、自ら責任を追うことによって地域づくりに取り組むという地域分権型社会の構築に寄与するため、博物館・美術館のもう1つのテーマは、「市民が主役の博物館・美術館」とする。

3. キャッチフレーズ

「市民の手で伊万里から世界へ」

先のテーマを、市民に親しみやすく表すキャッチフレーズとして「市民の手で伊万里から世界へ」とする。本市の博物館・美術館を、「市民」と「世界」を仲介するものとして位置づけるものである。

4. 性格

先の目的やテーマを踏まえ、以下のような性格をもった博物館・美術館とする。

〈1〉世界的視野と自分自身から本市を見直すことができる博物館・美術館

東アジアを中心とした世界的な広い視野と、自分自身や身の回りからという、狭い視野との両方の視野から、本市を見直すことができる施設とする。

〈2〉発見や創造をねらいとした参加体験型の博物館・美術館

歴史や風土の学習や芸術活動について、館の利用者を単なる観覧者にとどめることなく、利用者を積極的に参加させ、体験させる施設とする。特に将来を担う本市の子どもたちの探究心を育て、疑問や驚きをきっかけに、自らの手で、望ましい未来を築く活力や創造力を培う場とする。

〈3〉市民に開かれた博物館・美術館

市民が自らづくり、育む施設とし、市民どうしが交流しあい、コミュニケーションを深めあえる場とする。

〈4〉本市に密着し、市民の生涯学習の場となる博物館・美術館

本市の歴史や風土、芸術などの特性を活かし、本市に密着した運営を図る。市民の文化向上や発展に寄与するとともに、市民の生涯にわたる学習の場とする。特に、市民が充実した余暇を過ごすことができる、質の高い知的レクリエーションの場とする。

〈5〉本市の歴史や風土の学習、芸術活動の拠点となる博物館・美術館

市民や来訪者に本市の歴史や風土などに

関する知識の普及を図り、郷土の芸術などに関する感性を磨き、本市の歴史や風土の学習、芸術活動の振興を図る場とする。

〈6〉本市の文化施設の中核となる博物館・美術館

歴史や風土の学習、芸術活動を活性化する拠点施設にふさわしい内容と設備を備えた施設とし、その機能の充実に努めるとともに、市内の他の資料館などの文化施設と連携し、その中核としての役割を果たす施設とする。

〈7〉本市の自然環境や歴史的環境を積極的に活かした博物館・美術館

建物単体の施設ではなく、野外に広がりを持った施設とする。近隣地域の自然や歴史、産業などを素材として、多彩な活動を行う。

〈8〉本市の文化の掘り起こしと継承に努め、情報を発信する博物館・美術館

本市の文化を掘り起こし、継承に努める施設とする。さらに、それらの活動を通して得られた情報を広く発信する施設とする。

5. 機能

先の目的やテーマ、性格に沿った博物館・美術館の実現を図るため、以下の機能を持たせる。

〈1〉歴史や風土、芸術活動への理解を深める機能

参加体験型の展示や現地研修などによる驚きや感動を通して、本市の歴史や風土、芸術活動への理解を深める。

〈2〉展示や学習参加を通して探求心を養う機能

身の回りの事象を題材とした展示や、ワー

クシヨップ^(※)での体験、屋内外での実験や観察などを通して探求心を養う。

〈3〉学校教育や生涯学習の支援と促進を図る機能

学校教育との連携に基づく郷土学習の補完と拡充、市民の生涯学習活動の支援と促進を図る。

〈4〉本市の情報を市民や来訪者などに提供する機能

本市に関する情報、生涯学習情報などを広く収集し、市民や来訪者などのニーズに即応した情報を提供する。

〈5〉調査研究や資料の収集保存、制作活動を行い、情報を発信する機能

本市に関わるさまざまな事柄の調査研究の基礎充実に努めるとともに、本市の歴史や風土、芸術活動などに関する資料を系統的に広く収集保存する。また、その成果を展示等に速やかに反映させる制作活動を行い、それらの活動を通して得られた情報を広く発信する。

〈6〉人材を育成し、まちづくりを支援する機能

博物館・美術館での諸活動を通して、本市の未来を創造するような人材を育成し、まちづくりを支援する。

※ ワークシヨップ

仕事場や作業場を意味する言葉であるが、博物館活動では体験型講座の意味で使われる。参加者のグループが体験し、活動することで学びあったり創り出したりする方法。

第3章 事業活動

1. 基本方針

先に掲げた博物館・美術館の機能を効果的に発揮するため、以下に設定する事業活動を行う。

- 〈1〉 展示活動
- 〈2〉 現地研修・観察活動
- 〈3〉 ワークショップ活動
- 〈4〉 教育・学習支援活動
- 〈5〉 情報ネットワーク活動
- 〈6〉 調査研究・収集保存・制作活動

2. 展示活動

「伊万里と世界をつなぐ博物館・美術館」「市民が主役の博物館・美術館」というテーマに基づきながら、理解を深めることや探求心を養うことを目的とした展示を実施する。内容は、本市の歴史や風土、芸術などを明らかにし、本市の未来へ続くものとする。

また、現地研修・観察活動、ワークショップ活動、教育・学習支援活動などと展示活動との関係を重視し、関連の深い展示やこれらを支援する展示を盛り込んでいく。

展示は、常設展示と企画展示を設け、屋内や屋外にわたって空間的特徴を活かしながら展開するものとする。

〈1〉 常設展示

人文系^(※1)、自然史系^(※2)などの諸分野の枠にとらわれず、総合的かつ横断的な視点から構成した、ストーリー性のある展示とする。

展示の内容は、地域の普遍的なものと、地域の特色や独自性をあらわすものをバランスよく配する配慮が必要であり、この点に、特に留意する。

また、年齢による理解度等に配慮し、展示の難易度に幅をもたせるなど、幅広い年齢層の人びとが興味をもてるものとする。

さらに、現代の先端的な話題から関心を広げていく部分と、基礎からひもといっていく部分をバランスよく交える。

①伊万里から東アジアを中心とする世界へイメージを拡大する展示

伊万里から出発して、東アジアを中心とする世界へと視野を広げていく。高度な研究なども取り上げ、本市の歴史や風土、芸術活動に対する理解を深め、その魅力や重要性を伝える。

②自分自身の身の回りを見つめる展示

自分自身の身の回りを見つめ、身近な話題から郷土伊万里の歴史や風土、芸術活動などの基礎的な部分を取り上げ、本市の歴史や風土、芸術活動に親しむことができるものとする。

〈2〉 企画展示

施設利用の活性化を図るため、市民の関心事や最新の話題など、時宜を得たテーマを取り上げる企画展示を実施する。

①館独自の調査研究や収集活動の成果に基づいた展示や、創作活動の発表の場とする。

②国内外を問わず、他施設や他機関の協力のもとに、資料や装置の提供を受け、展示を行う場とする。

③市民から寄せられた資料や作品などに基

づく、市民の研究活動や創作活動の発表の場とする。

〈3〉展示の方法

博物館資料の調査研究の成果をもとに、より効果的な展示を図るため、展示意図を明確にし、親しみやすく、わかりやすい展示に努め、より個性的で魅力あふれる特色ある展示を行う。

①利用者の立場に立った展示を行う。

②各種メディア^(※3)の導入を行う。

③誰もが興味や関心を持って主体的に学習できるように、見て触れて体験する参加体験型の展示を積極的に採用する。

④物語性が魅力のドラマ型展示など、臨場感の高い展示演出を数多く加え、学習効果を高める。

⑤身体障害者や社会的弱者への配慮を行う。

〈4〉展示の更新

社会情勢の変化や人びとの興味や関心の推移、さらに技術や学術の進歩に柔軟に対応するため、常設展示は逐次更新する。展示装置の経年変化や情報の陳腐化を避けるため、更新は計画的に行う。また、これに必要な更新計画をあらかじめ策定する。

〈5〉コンピュータの積極的活用

コンピュータ技術を積極的に導入し、年齢差に対応できる解説や双方向型解説^(※4)などの多角的な利用を図る。

※1 人文

歴史・社会・民俗など、人間の文化全般に関するものの総称。

※2 自然史

自然界に存在するものや、自然界の進化や発展の歴史などの総称。

※3 メディア

媒体や手段。

※4 双方向型解説

一方通行的な展示や説明ではなく、来館者みずから参加して展示や説明を理解する方法

3. 現地研修・観察活動

発見や創造を通して、探求心を育てるため、屋外における現地研修や観察などを行う。

現地研修や観察に必要な器材や移動手段、情報提供、指導などを充実させるとともに、楽しい遊びの要素ももたせ、興味深い学習を通して博物館・美術館ならではの発見ができる場とする。

4. ワークショップ活動

発見や創造を通して、探求心を育てるため、各種のワークショップなどを展開する。

展示や屋外での多彩な活動との連携を図りながら創作や実験観察、授業などを行う場として、定期的で継続的に参加できる各種の教室や講座などを随時開催する。

5. 教育・学習支援活動

広く市民に愛され、地域に貢献する施設とするため、展示活動や現地研修・観察活動、ワークショップ活動を補完する各種の事業活動を多彩に展開する。

市民のニーズに応えるため、特に学校教育に対する対応と、生涯学習の支援とを重要な

活動として捉え、施設の運営を図る。

〈1〉学校教育対応プログラムの設定

市内の小中学校における学校教育との関連性を重視し、学校による施設利用を重点課題として位置づけ、その積極的な推進を図るプログラムを設定する。

①郷土学習の一環として、市内小中学校の利用を促進する。

市内小中学校への出張展示の実施や、市内の児童生徒の団体利用の便を図るために送迎バスの運行を考慮する。

②学校を対象にした平日利用計画と、館内諸施設での活動をメニューとしたプログラムを設定する。

③学校教師を対象とした、利用の方法やその意義についての研修を実施する。

④夏休みなどの機会に、広く児童生徒を対象とした催事などの開催と学校の枠を越えた交流の場を提供する。

〈2〉生涯学習対応プログラムの設定

すべての世代に開かれた施設という前提に立ち、幅広い年齢層の人びとが、おのの目的や興味に応じた学習を展開できるよう、多彩なプログラムを設定する。

①生涯学習活動の拠点として、市民の自主的学習を支援する。

②個人や小グループを想定した休日や長期休校期の利用計画をたて、多彩なサービスによる対応を行う。

③来館者が任意に観覧や参加できる実験や創作メニュー、コース学習など、多様な利用形態を想定した学習プログラムを設定する。

④各種生涯学習サークルなどの育成と組織化を図り、それらによる館を中心とした活動を活性化する。

⑤館活動を介した市民の相互交流の促進と豊かなコミュニケーションを拡大する。

⑥市民相互の研さん、交流活動を活発化するために博物館友の会を組織し、博物館活動と連携して、お互いの理解度を高める場とする。

⑦各種講座の指導者的な人材を育成し、館の活動への参加を求める。

〈3〉情報・資料提供サービスの実施

情報センターとしての機能の充実を図り、さまざまな情報や資料を公開し、市民や来訪者のニーズに即応した的確な情報サービスを行う。

①本市の歴史や風土、芸術活動および生涯学習などに関する情報や資料を提供する。

②市民のニーズに即応した情報や資料を提供する図書室や映像室、情報検索室、相談窓口などを開設する。

③学校での郷土学習の支援を目的とした、館所有の資料などの貸し出しサービスを実施する。

6. 情報ネットワーク活動

情報ネットワークの整備によって、情報の収集や分析、管理、提供などの効率化や多角

化を図る。

また、情報ネットワークを、展示活動や現地研修・観察活動、ワークショップ活動、教育・学習支援活動、調査研究・資料収集・制作活動などの活性化や、館の管理運営の円滑化に活用する。

〈1〉全国の各種研究機関や関連施設などとの情報の交換。

〈2〉市民に開かれた、館を中心とするパソコンネットワークの開設。

〈3〉館内諸部門を結ぶ情報ネットワークの導入。

7. 調査研究・収集保存・制作活動

展示活動や教育・学習支援活動の基盤としての調査研究活動や資料収集活動を行い、学術面や情報資料面での充実を図る。また、その成果を制作活動に活かし、施設のなかに反映させる。

〈1〉調査研究活動

博物館資料の調査研究活動は、博物館活動の基本となるものである。

①資料収集のための基礎調査、資料の専門的研究を行う。

②資料の保存のための調査研究を行う。

③展示活動や教育・学習支援活動を効果的に行うための調査研究を行う。

④市民と学術研究現場とのパイプ役を果たすため、各種研究機関や教育施設などとの情報交換を行う。

⑤地域に根ざした研究機関として、郷土に関する研究活動を行う。

⑥調査研究活動を活発化するように制度的に整備し、行財政上の措置を講ずる。

〈2〉収集保存活動

博物館・美術館の評価は所蔵資料の質と量によって決まるので、資料収集活動の財政的な保障については配慮されるべきである。

①本市に関する資料を系統的に広く収集する。収集する資料は、採集、発掘調査、購入、寄贈、寄託などにより行う。

②収集された資料は、整理分類し、登録して保管する。

③資料は永久保存されなければならない。特に、一次資料はその性質に応じた収蔵庫に収納する。情報資料、写真、図面などの二次資料も重要であり、資料室に集約して保管する。

④将来の資料増加にそなえ長期にわたって収集活動に耐えうる容量の収蔵庫を確保するとともに、建て増しの土地空間を確保する。

〈3〉制作活動

調査研究活動や収集活動の成果を活かすために制作活動は重要である。

①調査研究の成果を活かし、独創的な事業活動を展開するための、各種映像ソフト、展示装置などの制作を行う。

第4章 施設の概要

1. 施設の適地

一般に博物館・美術館は、その立地から都市型と郊外型の2タイプに分類することができる。都市型の場合、誘客性が高く、日常的利用や継続的利用を見込むことができる。しかし、広い敷地を求めることが困難で、スペース上の制約を受ける場合が多い。

一方、郊外型の場合、自然環境の良好な広い敷地を確保することが容易で、建物の内部のみにとらわれない広範な屋外での博物館・美術館活動が可能である。特に、近年の余暇時間の増大に伴い、余暇活動と学習を融合させた知的レジャーの場としての可能性も期待される。

本市での立地環境を考えた場合、恵まれた自然環境を活かした郊外型の立地も考えられるが、博物館・美術館に必要な面積を確保できるならば、佐賀県の1割を占める広い市域に暮らす市民の利用の便宜を考慮し、交通アクセスが容易な市街地中心部での都市型の立地が望ましい。

2. 施設的环境

館周辺の歴史的環境や自然環境などを有効に活用し、屋外や周辺地域を取り込んだ面的な広がりを持った施設をめざし、その中で総合的な学習の展開を図っていく。

市内の宿泊施設を取り込んだ現地研修会や自然観察会など、滞在型のプログラムも実施する。さらに、市内の自然や産業なども教育・学習支援活動の素材として捉え、多彩な活動を行う。

3. 施設の外観

館周辺の歴史的環境や自然環境に相応す

る外観を持ち、調和のとれた建物とする。

4. 施設の構造

建物は耐火、耐震構造とし、博物館内部の温湿度環境を良好に保てるものとする。

5. 施設の規模

施設は、本市の郷土学習などの拠点施設となることを考慮し、その機能を発揮できる規模を確保する。

また、屋外での展示や観察、実験、催事などを行うことを考慮し、屋外部分の面積的なゆとりを確保する。さらに、利用者の利便性を図るために十分な広さの駐車場を設置することが望ましい。

6. 施設の構成

前掲の機能を満たし、事業活動を展開することができるような施設整備を図る。

特に整備にあたっては、地域の特色を活用した本市ならではの博物館・美術館となるよう配慮する。

施設には導入部門、展示部門、教育普及部門、学芸部門、収蔵部門、管理部門、共用部門の7部門を設置し、それぞれの機能から以下の3つのゾーンに分ける。

〈1〉発見・創造ゾーン（導入部門・展示部門・教育普及部門）

①展示系施設

学齢による理解力の違いに配慮した展示や、学校や団体による授業型の利用を想定した展示、異世代間の対話を重視した展示など、市民の多彩なニーズに即した工夫を凝らし、

参加と体験を基本とした常設展示室を設置する。また、時宜を得たテーマを取り上げる企画展示室を設置する。

②実演系施設

屋外で実験や観察などを行うための実験装置や観察器具などを配置する。また各種イベントの場として活用するためのイベントスペースを設ける。

③遊具系施設

自由に遊びながら知識に触れられるように遊びの要素を重視した学びの場を整備する。

④ワークショップ系施設

各種教室や講座、映像放映などができる集会スペースや、創作や実験教室などに利用するワーキングスペースを整備する。

⑤情報サービス系施設

本市の歴史や風土、芸術活動などに関する図書や雑誌を閲覧できる図書室や、映画や写真、ビデオ映像などの鑑賞や検索ができる映像ライブラリーを整備する。さらにレファレンス業務や館内ガイドによる情報提供サービスを行う場を整備する。

〈2〉スタッフゾーン（学芸部門・収蔵部門・管理部門・共用部門）

①調査研究系施設

研究室と、これに付随する資料室などを整備する。

②収集保存系施設

資料を良好な状態で保存する収蔵庫と、これに付随する荷解や保管などの諸施設を整備する。

③制作系施設

各種映像ソフトなどの制作や編集を行うための映像制作室や、展示物や展示装置などを計画し、試作実験や制作、補修などを行う制作工房を設ける。

④管理系施設

事務室や館長室、会議室、およびその他管理運営に必要な諸施設を整備する。

〈3〉サービスゾーン（導入部門・共用部門）

①サービス系施設

ミュージアムショップ^(※)や喫茶室など、来館者へのサービスを提供する施設を整備する。

※ ミュージアムショップ

博物館内の物品販売店。展示に関係する物品や書籍、また、その博物館だけの商品などを販売する。

第5章 組織と管理運営

1. 施設の組織

施設の目的を達成し、その充実と発展を実現するために、優れた人材の配置や、柔軟かつ強固な組織の確立によって、運営基盤の安定を図る必要がある。

また、各機能それぞれを活性化するため、機能に即した組織体制をとることが望ましく、こうした観点から、管理組織、教育普及組織、学芸組織などを設置する。

〈1〉管理組織

施設の諸部門が有機的に連携し、施設全体が円滑に運用されるよう、運営の仕組みや条件の整備などを行う。

〈2〉教育普及組織

市民の郷土学習や芸術活動の支援や促進を行うことで、施設利用を活性化させ、市民とともに成長する施設を実現するため、展示の充実と拡充や各種催事の実施、および情報発信事業などにあたる。

〈3〉学芸組織

本市の歴史や風土、芸術活動などに関する専門的な研究や、その成果を展示や教育普及に活用するための研究を行い、さらに映像ソフトや展示装置などの制作を行う。

2. 施設の管理運営

施設の円滑な管理運営のため、以下の点に特に留意する。

〈1〉市民の代表や市内各団体の代表、有識者により、館の適切な運営の方針を検討する。

〈2〉事業活動の全般に、市民ボランティアなどの協力を得て、利用者サービスの充実を図る。

〈3〉ボランティアの養成、利用に関わるシステムの構築が重要であり、長期的な視点に立ち、諸施設との協力のなかでこれに取り組んでいく。

〈4〉各種メディアを通じた広報活動を積極的に行い、幅広く市民の参加や協力、活用を呼びかける。

〈5〉学校などの利用促進を図るため、教育機関との連携を深める。

〈6〉他の博物館や資料館などの類似施設との間での連絡会や研修制度などによる人材交流や情報交換を行う。

〈7〉管理の効率化や迅速化を図り、将来の情報活用に幅広い展開の可能性を開くため、コンピュータによる管理システムを導入する。

第6章 策定体制

1. 基本構想の策定体制

基本構想を策定するに当たっては伊万里市博物館・美術館基本構想策定委員会を設置して計画策定を進めた。また、策定委員会の前に策定案の作成や内容について助言、指導を受け策定案をより深い内容にするため県内博物館・美術館に勤務する学芸員を中心とするワーキング会議を開催した。

伊万里市博物館・美術館基本構想策定委員会

●会長

徳永三郎（伊万里市文化振興懇話会座長）

●副会長

久我俊郎（伊万里市郷土研究会会長）

●委員

池田啓二（佐賀県立佐賀北高等学校教諭）

尾崎葉子（有田町歴史民俗資料館館長）

田内法子（伊万里市社会教育委員、伊万里市ボランティア連絡協議会副会長）

達 信子（元黒川小学校校長、元学校教育課指導主事）

森 醇一郎（久留米大学比較文化研究所教授）

山元章生（伊万里市博物館・美術館づくりをすすめる会代表委員）

伊万里市博物館・美術館基本構想ワーキング会議委員

●委員

福井尚寿（佐賀県立博物館）

古庄秀樹（小城市教育委員会）

水田昌子（佐賀県立宇宙科学館）

（その他にオブザーバーとして企画政策課、財政課、男女協働まちづくり課、商工観光課、都市開発課の職員が参加した）

2. 策定の経緯

平成19年11月16日

第1回 ワーキング会議

- ・事業の概要説明
- ・市民ニーズと博物館
- ・基本構想案の検討

平成19年12月19日

第1回 策定委員会

- ・事業の概要説明
- ・博物館・美術館設立の背景
- ・基本理念

平成20年1月18日

第2回 ワーキング会議

- ・博物館とまちづくりの関係について
- ・博物館と学校教育・生涯学習との対応について

平成20年2月29日

第2回 策定委員会

- ・基本理念について

平成20年9月24日

第3回 策定委員会

- ・テーマについて

平成21年2月25日

第4回 構想策定委員会

- ・施設の概要・組織と管理運営について

平成21年3月1日～31日

パブリックコメントの実施